

中東情勢の変化に伴うスライド条項は、
②単品スライド・③インフレスライドが該当します。

スライド条項の取扱い(工事請負契約約款第26条)

項目		① 全体スライド (第1～4項)	② 単品スライド (第5項)	③ インフレスライド (第6項)
適用対象 工事		比較的大規模な長期工事 工期12か月超 残工期が2か月以上ある工事	全ての工事 残工期が2か月以上あることにとら われず総合的に判断し柔軟に対応	全ての工事 残工期が2か月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな 価格水準の変動 に対する措置	特定資材価格の 急激な変動 に対する措置	急激な 価格水準の変動 に対する措置
請負額の変更方法	対象	請負契約締結日から12か月 経過後の残工事量に対する 資材、労務単価等(※1)	特定資材(鋼材・燃料油類等) 部分払いを行った 出来高部分を除く	基準日(※2)以降の 残工事量に対する 資材、労務単価等(※1)
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
	再 スライド	可能 (全体・インフレスライド適用後 12か月経過後)	なし (部分払い以外の工期内全ての 特定資材が対象のため)	可能

※1 機械器具損料並びにそれに伴う共通仮設費、現場管理費、一般管理費

※2 この日より前までの工事請負代金額は変更できません。